

## 家庭ごみの持ち去りに係る現状，課題及び論点整理

## 1 現状

## (1) 持ち去り行為の現状について

- ・ 近年，集積所における抜き取りだけでなく，車等で袋ごと持ち去る事例も見られる。
- ・ また，袋ごと持ち去った後，アルミ缶などの価値の高いもの以外のごみを，収集日に関係なく集積所に戻すといった事例も発生している。
- ・ 現在の規定では，集積場所に排出されたごみは，無主物（誰の持ち物でもない）とみなされることから，迷惑行為等を現認した場合に啓発を行うことしかできない。

## (2) 市民の声

- ・ 有料指定袋を購入して分別排出する意味がない
- ・ 抜き取り後に集積所にごみが散乱して困る
- ・ 抜き取り時の騒音が迷惑
- ・ 取締りが必要 など

## (3) 他の政令市の状況について

5つの政令市において，廃棄物条例を改正して持ち去り行為を禁止している。

表 政令市における持ち去り禁止状況

都市名	条例施行年月	H21年度の指導実績等	効果等
横浜市	16年4月	警察とともに 指導：7件	缶・びん・ペットボトル収集量 H13～H14～H15：それぞれ約3%及び約1%増 ⇒H15～H16：約4%増 そのうち，アルミ缶については， H13～H14～H15：それぞれ約5%増及び約3%減 ⇒H15～H16：約12%増
さいたま市	16年12月	告発件数：34件	平成17年4月に，岩槻市と合併しているため，条例施行前後の比較が難しい。
岡山市	17年7月	最終勧告書交付：3件	空き缶収集量 ・H14～H15～H16 ：それぞれ約9%減 ⇒H16～H17 ：約2%増
札幌市	21年4月	口頭注意： 月5件程度	缶・びん・ペットボトル収集量 ・H18～H19～H20 ：それぞれ約2%減少 ⇒H21(4月-6月) ：H20同期比約10%増 ※H21年7月から有料指定袋を実施しているので，それまでの収集量で比較した。
相模原市	22年4月	—	—

※ いずれの都市も，廃棄物条例の改正で対応している。

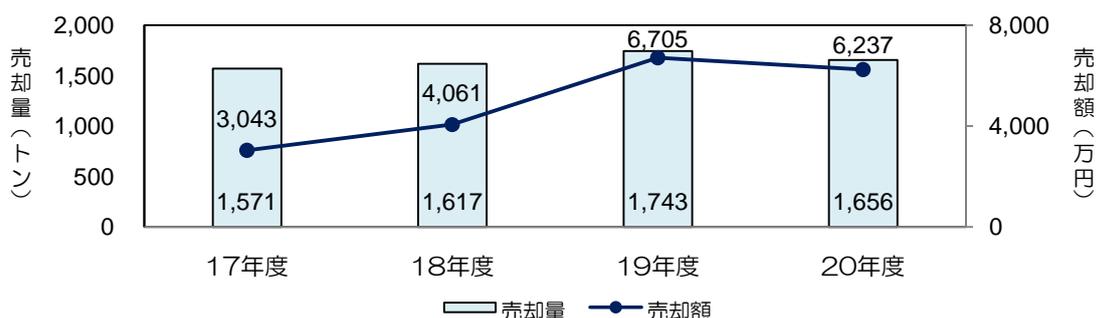
#### (4) 本市における缶の売却状況

- ・ アルミ缶の売却量が減少しているが、持ち去りだけでなく、有料化による影響（店頭回収、集団回収への移行）もあることに留意が必要
- ・ アルミ缶の売却額は、金属価格の高騰、景気悪化の影響により、売却量の減少と比例することなく増減している。
- ・ スチール缶については、売却量、売却額ともに増加傾向

図 アルミ缶の売却状況



図 スチール缶の売却状況



#### (5) 持ち去り量について（アルミ缶）

アルミ缶リサイクル協会では、市町村の分別収集への排出量が13.5万トンで、そのうち2.5万トンが集積所から持ち去られていると試算している。

（集積所への排出量に対して持ち去られている割合：18.5%）

※ 本市における持ち去り量は不明

## 2 課題

### (1) 適正処理を確保できない可能性

- ・ ごみを持ち去られることにより、それらのごみが適正に処理されているかを市が確認できない。
- ・ ただし、このことは民間の古紙回収などの有価物の回収も同様であることに留意が必要

(2) 持ち去り後の有料指定袋の転売，再使用

指定袋の転売，再使用の事実が確認されたわけではないが，可能性がないわけではない。

(3) 啓発・パトロールの強化が必要

持ち去り行為を未然に防止及び取締りを行うため，啓発・パトロールの強化が必要

(4) 取締りを行うためには法令の整備が必要

取締りを行うためには，少なくとも，ごみ集積場所に出されたごみについて，市（市の委託を受けた者を含む）以外の収集・運搬行為を禁止する規定を，廃棄物条例に設けることが必要

### 3 論点整理

(1) 持ち去り禁止対策の必要性及び目的について

① 持ち去り行為の現状や市民の声を考慮すれば，持ち去り禁止対策を行うことが必要ではないか。

② 対策を実施する目的を明確にしておくことが必要ではないか。

廃棄物条例に持ち去り禁止の規定を設ける場合，同条例の目的規定に留意しつつ，現状と課題を踏まえて目的を明確にしておくことが必要ではないか。

<廃棄物条例目的規定>

廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量，廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持(以下「廃棄物の減量等」という。)を図るために必要な事項を定めることにより，快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに，国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

最大の目的は，

- ・ 市民の分別意識，有料指定袋による排出への協力意識の低下を防ぐことにより，ごみの減量・リサイクルの後退を防止すること
- ・ 集積所の清潔を確保すること

以上二点とすべきではないか。

その他，

- ・ 騒音防止，売却収入の改善

などについては，条例の目的に照らせば，補助的な目的と考えるべきではないか。

また，適正処理の確保については，民間による独自回収を否定することに繋がりがねないので，補助的な目的として掲げるのが適当ではないか。

## (2) 持ち去り禁止対策実施に当たって留意すべき点について

- 対象とする収集区分  
家庭から排出されるごみのうち、
  - ・ 手数料を徴収している収集区分（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、大型ごみ）
  - ・ 有価物が排出される割合が高い収集区分以上の2つの条件を満たしている収集区分を対象とすべきではないか。  
⇒ 具体的には、  
    缶・びん・ペットボトル及び大型ごみを対象とすべきではないか。
  
- パトロールの実施  
対策が実効あるものとなるように、集積所のパトロールを強化することが必要ではないか。
  
- コミュニティ回収などの自主的回収ルートへの誘導  
缶、びん、ペットボトル等の資源ごみは、コミュニティ回収等の促進により、民間等の自主的回収ルートへ誘導する必要があるのではないか。
  
- 持ち去りにより生計を立てている方々への配慮  
生活の相談窓口等を案内するなどといった、生計支援の配慮が必要ではないか。
  
- その他留意が必要な点がないか。